

船 行 第 5 3 3 号

平成21年10月1日

船 橋 市 監 査 委 員 様

船橋市長 藤 代 孝 七

平成20年度包括外部監査結果に係る措置等の状況のまとめについて

平成21年2月23日付にて船橋市包括外部監査人から提出された平成20年度船橋市包括外部監査結果報告書に係る措置等の状況について、別紙のとおり通知いたします。

なお、監査結果報告書には、監査の結果とともに包括外部監査人の意見が記されており、意見については必ずしも措置等を要するものではありませんが、現在の状況や意見に対する考え方を記載しております。

包括外部監査結果に対する措置状況等

区分	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針	
53	I	7 - 4・5	意見	京成本線連続立体交差事業負担金として県に対して支出した金額について、その妥当性を確認する作業を行う必要がある。決算調書の入手等を千葉県と交渉する必要がある。	監査時点と同じ	今後、決算調書の入手等を千葉県と交渉する予定。
53	I	7 - 4・5	監査結果	京成本線連続立体交差事業にかかる協議会専門部会の議事録が継続的に作成されていないかった。	平成19年9月7日開催の専門部会からは継続的に議事録を作成している。	措置済み
53	I	7 - 4・5	意見	京成本線連続立体交差事業のうち、船橋駅高架下通路の費用負担に関する主張が関係者で異なっている。このような議論を防止するためには、負担割合を決定する協定書をその都度締結し、市の負担割合を正しく示す根拠資料を残しておく必要がある。	現在は協議結果を文書として残すこととしている。 例：平成21年3月13日締結、船橋都市計画都市高速鉄道第7号線連続立体交差事業の施行に伴う鉄道事業用地等の土地交換に関する協定書	措置済み

包括外部監査結果に対する措置状況等

区分	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針	
11	I	1 - 2	監査結果	千葉県市町村職員互助会に対する負担金について、船橋市に対して決算報告がされていなかった。	決算の報告を受けることとした。	措置済み
88	II	2 - 1	意見	職員互助会交付金は大幅に減額されたもののH20年度は従来同様の事業予算をとっているが、いずれ①現状の事業規模を維持するのか(その場合どう財源を確保するのか)、②職員からの掛金で賄えるだけの事業に縮小するのか、検討が必要と考えられる。	監査時点と同じ	船橋市職員互助会の新公益法人制度への対応と併せて検討する。
88	II	2 - 1	意見	職員互助会に対する公費負担について、住民理解が得られるよう、市の負担すべき内容等を明確にし、当該条件に合致する金額を負担するといった、算定プロセスに透明性を確保することが必要と考えられる。	以前から福利厚生事業に対する適正な公費負担については、額の削減を含め、見直しを行っており、交付金の対象事業については財団のHPに内容及び決算額を掲載し、市民に公表している。	引き続き適正な公費負担について検討するとともに、市民に公表をしていく。
88	II	2 - 1	意見	千葉県市町村職員互助会と船橋市職員互助会がいずれも市職員への福利厚生事業等を実施しており、これら2団体の趣旨・役割の明確化を行い、地方公務員法第42条に照らして本当に2つの組織で実施していくことが必要か、検討が必要と考えられる。	監査時点と同じ	船橋市職員互助会の新公益法人制度への対応と併せて検討する。

包括外部監査結果に対する措置状況等

シ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
90	II 2 - 2	意見	町会・自治会費交付金について、申請書に記載されている世帯数が前期の決算書等から推計される世帯数と大幅な乖離が生じている場合は、所管課で理由等を確認する必要がある。	監査時点と同じ	交付金申請の受付・審査の中で、理由等を確認していく。
91	II 2 - 2	意見	町会・自治会あての補助金及び交付金について、交付金額に対して必要書類が多く、所管課の労力が大きいことから、現状のいくつかの補助金及び交付金を統合し、用途を地域住民のために使うように少し幅を広げた上で、全体の補助金及び交付金額を削減する方向での検討が必要と思われる。	監査時点と同じ	町会・自治会に対する補助金等の申請事務の簡素化及び統合の可能性について、関係課の意見も踏まえ検討していく。
91	II 2 - 2	意見	多くの町会・自治会がかなりの額の次期繰越収支差額を有している現状を考えると、地域のための費用は受益者が負担することを原則として考えてよいと思われる。	監査時点と同じ	町会・自治会と行政が一体となって各種取組みを進めるうえで交付金は必要と考えている。次期繰越収支差額の多寡と交付金の関係については、今後精査していく。

包括外部監査結果に対する措置状況等

ページ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
9	I	1 - 1	意見	フェイスビルの管理組合に対して、資金運用や管理費の削減提案等、組合員として発言していくことが重要と考えられる。(記載されているページは市民文化創造館のP68)	現在は月に一回店舗部会、理事会が開かれており、市の代表として都市整備課が出席しており、市としての意見も都市整備課が代表して述べている。	組合員の一員として、都市整備課、文化創造館と協議し、都市整備課が市の代表として、理事会等に出席する際に反映できるようにしていく。

包括外部監査結果に対する措置状況等

ページ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
22	I	3 - 2	意見	医療センターに対する救急医療の確保に要する経費にかかる負担金のうち、空床の確保に要する経費の計算方法を実際の病床稼働率に基づく算定方法に変更すべきである。	平成21年度から救急医療の確保に要する経費の計算方法を見直し、これまで空床の確保に要する経費として算出していた額は計上していない。	措置済み
23	I	3 - 2	意見	医療センターに対する保健衛生行政事務に要する経費にかかる負担金のうち、市の独自判断で負担している分については負担金の拠出を行うべきものではないと考える。	平成21年度から医療福祉相談員人件費、インストラクター看護師に要する経費は計上していない。	措置済み
23	I	3 - 2	監査結果	医療センターに対する保健衛生行政事務に要する経費にかかる負担金のうち、開放型病床空床負担金は稼働率と単価が過大となっている。	平成21年度から負担金の対象となる開放型病床を24床（Ⅰ型12床、Ⅲ型12床）から16床（Ⅰ型8床、Ⅲ型8床）に縮減。 また、平成21年度から空床数の算出は、稼働率との差へ改め、単価は一般入院実績単価としている。	今後も負担金の対象とする病床数を段階的に減少させる。
24	I	3 - 2	意見	開放型病床の利用率が低下していることから、規模の見直しが必要である。	現在54床で運用している。平成21年4～6月の利用数は62床で、稼働率は8.6%となっている。	平成21年度から新たに発足させた「医療センター・船橋市医師会連絡協議会」の中で、地域医療連携全般の協議を進めていくとともに、開放型病床の見直しについても検討していく。
24	I	3 - 2	意見	医療センターに対する高度又は特殊医療に要する経費にかかる負担金について、入院部門を高度医療部門として算出しているが、高度な医療についての定義づけを船橋市として行い、そのうえで負担金の対象とする費用の把握を行う必要がある。	算出方法の見直しを行い、高度医療機器を使用した治療に要する費用から収入を差し引いた額を高度医療部門の負担金とした。	措置済み
25	I	3 - 2	意見	医療センターが行うべき高度医療については、負担金のあり方を踏まえて検討されるべきものとする。	経費負担の考え方を見直し、高度医療機器の機種を特定し、この機器による治療に要する費用のうち、当該収入をもって充てることができない額とした。	措置済み

ページ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
31	I	3 - 4	意見	リハビリテーション病院の建設にあたって千葉県水道局に支出した建築物負担金について、公的病院が民間に比べ高い負担割合を求められているが、実態にあっているか疑問であり、場合によっては減免を求めることも必要と思われる。	平成21年3月27日付で、千葉県水道局船橋水道事務所あてに、左記の包括外部監査の結果を報告する文書を送付した。	措置済み
103	II	4 - 1	監査結果	夜間急病診療事業交付金について、平成18年度は実績報告が行われておらず、実績に基づく交付金の確定が行われていない。	平成19年度からは年度内精算方式に変更し、実績報告書の提出を求め、実績に基づき額の確定をしている。	措置済み
103	II	4 - 1	意見	夜間急病診療事業交付金について、交付金の算出は前々年の収支決算書を基に支出内容を精査し算出することになっているが、収支相償の考え方から租税公課支出等を最小限に抑えるためにも、毎年事業年度終了時に精算を行うべきであった。	交付金の算出については、前々年度の決算額を基に支出内容を精査し、予算化しているが、平成19年度からは当該年度の事業終了後に精算を行い、交付金額を確定している。	措置済み
104	II	4 - 1	意見	夜間急病診療所収支決算書上、平成18年度の次期繰越収支差額と平成19年度の前期繰越収支差額に500万円の差異があることから、差異の調整が必要と思われる。	今後このような事態が生じないことを証する文書を医師会に提出させている。	措置済み

包括外部監査結果に対する措置状況等

シ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
33	I	3 - 5	意見	保健所の移転について、早急に候補地の売買交渉がまとまるよう対応することが必要である。	早急に建設用地が取得できるよう引き続き候補地の地権者と交渉しているが、難航している。	早期の建設に向けた交渉を引き続き行っていく。

包括外部監査結果に対する措置状況等

ページ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
94	II	3 - 1	意見	社会福祉協議会助成交付金について、会計報告のみが実績報告として挙げられているが、活動による効果についても報告に付け加えることを検討すべきと思われる。	平成21年2月27日付けにて社会福祉法人船橋市社会福祉協議会会長に対し、実績報告に活動による効果についても付け加えることを本市と検討するよう通知した。このことにより、同法人の事業ごとに実績報告書に活動による効果を法人自身の評価としての文書が添付されるようになった。	措置済み

包括外部監査結果に対する措置状況等

シ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
15	I 2 - 1	意見	四市複合事務組合の運営する三山園について、長期修繕計画が策定されておらず、将来的な資金需要の時期と財政負担額を明示しておくことも必要である。(記載されているページは環境衛生課のP19)	長期的な修繕計画を策定しておらず、修繕工事については予算時に関係市への説明を行っている。	毎年行なっている施設点検の結果等を基に施設修繕台帳を作成し、関係市へ長期的な修繕費用の通知を行う。
15	I 2 - 1	意見	四市複合事務組合の退職手当基金を決済性預金で保有しているが、資産運用について組合と協議する必要がある。(記載されているページは環境衛生課のP19)	退職者があった場合の財源として、また、三山園の施設運営資金として繰替運用を行う場合があることから、安全性が高く、払出が容易な決済用普通預金にて保有している。	退職手当の支出及び繰替運用を考慮しながら、資産運用の方法等について組合と協議していく。
97	II 3 - 2	監査結果	生きがい福祉事業団助成交付金について、高齢者への雇用促進等については根拠法令があるが、母子寡婦・障害者への雇用促進についての根拠となる資料が見当たらない。	監査時点と同じ	事業団は高齢者、心身障害者、母子家庭の主婦、寡婦に対し、働く機会を提供することにより生きがいの確保と社会参加を図り福祉の増進に寄与することを目的に設立されたものであり、当該目的に合致する事業の要綱等の整備については、今後、公益法人制度改革の動向を踏まえ、関係部署と協議しながら検討していきたい。
97	II 3 - 2	意見	生きがい福祉事業団助成交付金額の算定について、どのように計算した結果、適切な人件費と判断したがが不明瞭であり、市からみて「どのような費用をいくら」負担することが適切か、明らかにしておく必要があったと考えられる。	事業団の運営経費は会員が就業した際の請求金額の5%に当たる事務費が唯一の自主財源であり、これだけでは財団の運営が困難であることから、不足分を市が助成している。	市からの交付金の削減は直接事務運営に影響するが、今後も、事務費を見直し経費削減等に努力するとともに、公益法人制度改革への対応の中で今後の方向性や補助等の在り方について検討していく。
98	II 3 - 2	意見	生きがい福祉事業団の受託している指定管理業務について、直接費しか指定管理料の算定範囲に含めていないことから、指定管理者選定に当たっては、間接費等を含めたコストの見積を条件にした仕組みが必要と考えられる。	現在行っている老人福祉センター指定管理者の募集では、間接経費を含めた収支計画を提案させる方法をとっている。	措置済み

シ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
100	II	3 - 3	意見	<p>敬老行事交付金について、制度の開始から相当期間が経過し、社会状況や住民の意識が大きく変化しており、交付金を見直す仕組みがないため、住民の意識の変化に対応していないとも考えられることから、あり方について再検討が必要と思われる。</p>	<p>平均寿命の延伸に伴う高齢者人口の増加や福祉ニーズが多様化していく中で、長期的に持続可能な制度とするため「高齢者福祉サービス等検討委員会」を設置し、敬老行事交付金をはじめとする敬老事業の検討を行っている。</p>	<p>「高齢者福祉サービス等検討委員会」での意見をもとに平成22年度をめどに必要な見直しを行っていく。</p>

包括外部監査結果に対する措置状況等

ページ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
19	I	3 - 1	意見	四市複合事務組合の運営する馬込斎場について、長期修繕計画が策定されておらず、将来的な資金需要の時期と財政負担額を明示しておくことも必要である。	長期的な修繕計画を策定しておらず、修繕工事については予算時に関係市への説明を行なっている。	毎年行なっている施設点検の結果等を基に施設修繕台帳を作成し、関係市へ長期的な修繕費用の通知を行なう。
19	I	3 - 1	意見	四市複合事務組合の退職手当基金を決済性預金で保有しているが、資産運用について組合と協議する必要がある。	退職者があった場合の財源として、また、三山園の施設運営資金として繰替運用を行う場合があることから、安全性が高く、払出が容易な決済用普通預金にて保有している。	退職手当の支出及び繰替運用を考慮しながら、資産運用の方法等について組合と協議していく。

包括外部監査結果に対する措置状況等

シ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
36	I 4 - 1	意見	市民まつり負担金について、収入の約75%を市に依存している実行委員会に対し、市からの補助金等を受けている団体が負担金を支出しており、各団体に対するその分の補助金等は交付を見直すべきである。	市から各団体へ支出している補助金については、各団体の実施事業に対し補助しているものである。また、各団体は、市民まつりを主催する実施団体であり、実施団体からの負担金と考えている。	今後も、適正な補助金等の支出に努めていく。
37	I 4 - 1	意見	市民まつりに対して支出を行うべきものかという点と、支出すると判断した場合、どのような効果を期待して「いくら」支出するべきものなのかという点、これらを明確にする必要があると考えられる。	市内の産業の紹介、市民の心にふれあいの場やコミュニティの創出が期待され、まちに活気やにぎわいがあふれ、「ふるさと船橋」づくりにつながるといった効果から、適正な支出と考えている。	今後も、適正な補助金等の支出に努めていく。
37	I 4 - 1	意見	市民まつりの開催について、広告収入や協賛金収入が相応の収入を占めるように努力することが必要である。	総事業費を見ると協賛金収入が占める割合は少ないが、まちの活力につながるにぎわいの創出を図るため、市が適正な負担を行っていると考えている。	他の自治体の事例等を参考にしながら、広告や協賛金により多くの収入を得られるよう研究して行く。

包括外部監査結果に対する措置状況等

シ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
45	I	7 - 1	意見	スクエア21の修繕費について、修繕積立金を積み立てていないが、将来大規模な修繕が行われることになった場合は今までの修繕積立金に相当する金額の支払いを行わなければならない可能性がある。	監査時点と同じ	スクエア21管理組合では、本年度に長期修繕計画を策定する予定である。今後は、その計画に基づき本市が支払う金額を把握し、必要により修繕積立金の積立等を検討する。
45	I	7 - 1	意見	本町駐車場について、運営方法や料金設定について、費用対効果と公益性の両面から検討を行う必要がある。交通渋滞の緩和という公益性の達成と、将来発生しうる修繕費に関する臨時多額の支出とを比較衡量し、結果によっては売却も含めて検討を行う必要がある。	監査時点と同じ	ここ数年の利用台数減や機械装置の経年劣化を考慮すると更なるコスト増が懸念されるところであるが、船橋駅周辺には駐車可能台数が100台を超える大規模駐車場は当該本町駐車場を含め3ヶ所しかなく、船橋駅周辺を訪れる車の利用者にとって本町駐車場の必要性・利便性は大きいものがあり、公共性のため、ある程度の行政コストの負担はやむを得ないものと考えられる。 従って、当面は売却等は考えられないが、将来的には周辺の駐車需要の変化等も調査のうえ検討していきたい。

包括外部監査結果に対する措置状況等

ページ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
59	I	7 - 8	意見	都市緑化フェア開催事業費負担金について、主催者である(財)都市緑化基金の事業費予算のモデル案と過去の実績値をベースに予算を積算しているが、そのモデル案比の数字に具体的な算定根拠は示されなかった。	都市緑化フェア開催に関する事業予算については、主催者である(財)都市緑化基金で過去の実績をもとに試算したモデル等を参考に船橋市での開催目安とし、実際の全体事業費は、個々の事業費を積み上げていくことにより算出したものである。	措置済み

包括外部監査結果に対する措置状況等

シ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
47	I	7 - 2	意見	飯山満土地区画整理事業に係る水道管敷設管理者負担金について、事前協議の結果を受けて支出した金額が、後の設計変更に伴い変更となったことから、工事の見積りは慎重に行うべきである。	監査時点と同じ(調査基準日時点において同種の業務の実績がないため)	工事内容の精査を行うとともに、工事積算業務時において千葉県水道局と詳細に協議し工事を発注していくものとする。
47	I	7 - 2	意見	飯山満土地区画整理事業に係るガス管布設負担金について、工事費算定にあたり、民間と比較して工事費用が多くなったり少なくなったりしていることがないか調べる必要がある。	監査時点と同じ(調査基準日時点において同種の業務の実績がないため)	今までの実績、ガス会社からの資料情報提供等により調査していくものとする。

包括外部監査結果に対する措置状況等

シ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
48	I	7 - 3	意見	街路事業費負担金について、事業計画が延長されることは効率的な事業遂行とは言い難いことから、早急に対応策を検討することが望まれる。	監査時点と同じ	今後も千葉県に対して、効率的な事業執行を要望するとともに、船橋市で事業説明等協力できる事項について積極的に関わっていく。なお、県事業で実施している街路事業3路線のうち2路線については、平成22年度末の完成を予定している。

包括外部監査結果に対する措置状況等

区分	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
41	I 6 - 1	監査結果	港湾建設費負担金について、県議会で議決された負担率に従っているが、その比率について船橋市での検討の経緯が書面で残されていない。	県に照会して、県と市の負担率を決定し他経緯がわかる資料を受理した。	措置済み
41	I 6 - 1	意見	港湾建設費負担金について、予算額に対して実績額が大きく下回っていることから、予算時にもう少し綿密に検討されるべき項目であると思われる。	県に対して申し入れを行なった。	今後も随時県に対して申し入れを行なっていく。

包括外部監査結果に対する措置状況等

シ	番号	区分	事項	現在の状況	今後の方針
61	I 8 - 1	意見	消防団員等公務災害補償責任契約共済基金負担金について、条例定数を基準に掛金を算定すると定められているが、実際の消防団員数が条例定数を下回って推移しており、変更すれば負担金が減少することから、条例定数の再検討が必要である。	監査時点と同じ	当該制度は、消防団員の公務災害補償・共済・退職報奨金等を一体のスキームで制度化しているものであり、その根拠は法令等に明記されているため、負担金の額には経済的合理性があると認識している。なお、掛金減額のための消防団員の条例定数の削減は考えていない。
62	I 8 - 1	意見	消防団員退職報償金制度について、将来にわたって納付する掛金の額と今後発生すると見込まれる退職報償金の額を比較検討し、負担金の支払について経済合理性があるのかどうか検討が必要と思われる。	監査時点と同じ	当該制度は、消防団員の公務災害補償・共済・退職報奨金等を一体のスキームで制度化しているものであり、その掛金は法令等に明記されているため、負担金の額には経済的合理性があると認識している。
107	II 5 - 1	監査結果	消防団運営費交付金について、通信費としてNHK放送受信料を支出対象にしている班があるが、事務連絡上必要な通信には該当せず、指導事項に例示されている切手・電話代の範囲外であるため、通信費として支出することは適切ではない。	班運営費によるNHK放送の受信料は、通信費にすることなく、「その他」の科目で決算するよう平成21年2月14日に実施した消防団運営費交付金実務研修時に指導した。	今後も支出科目、内訳等について指導していく。
107	II 5 - 1	意見	消防団運営費交付金の目的・交付対象事業に照らしてNHK受信料を支出の対象とすることの妥当性を検討する必要がある。	監査時点と同じ	情報収集のあり方等について検討し、各班共通としていきたいと考えている。
108	II 5 - 1	意見	消防団運営費交付金のうち人件費について、各班への交付金額の平均が消防団運営費交付金の交付等に関する細則に規定される12,000円を予算・決算ともに上回っており、班により差も生じている。細則に準拠して交付するよう指導・審査を徹底するか、実態に即して細則を見直すかの対応が必要である。あるいは、1人あたり12,000円の渡し切りとする方法も検討の余地がある。	班運営費の交付額に変更はないが、船橋市消防団運営費交付金の交付等に関する細則の支出方法を実態に即したのみに見直し、施設運営費の科目（光熱水費、修繕費、消耗品に、印刷費及びその他）と人件費の科目（食糧費、通信費）の細目区分を削除した（平成21年4月1日施行）。	措置済みであるが、今後とも適切な支出を行うよう、指導の徹底を図る。

ページ	番号		区分	事項	現在の状況	今後の方針
109	II	5 - 1	監査結果	消防団運営費交付金の人件費のうち食糧費の支出内容に関して、指導事項では訓練点検時の弁当・飲食物、会議時の茶菓子が例示されているところ、実際は飲食店等の領収書が多数あり、領収書からは当該支出が消防団活動に係るものかどうか明瞭ではない。	所管課の指導及びチェック体制の徹底を図り、また、平成21年2月14日に関係団員を集め消防団運営費交付金実務研修を実施し、再度指導の徹底を図った。	今後とも機会を捉え指導、徹底を図る。
109	II	5 - 1	意見	消防団運営費交付金の施設運営費について、細則に基づき支給された金額よりも実態として少額でまかなえていることから、細則を見直し、減額することを検討する必要がある。	班運営費の交付額に変更はないが、船橋市消防団運営費交付金の交付等に関する細則の支出方法を実態に即したものに 見直し、施設運営費の科目(光熱水費、修繕費、消耗品に、印刷費及びその他)と人件費の科目(食糧費、通信費)の細目区分を削除した(平成21年4月1日施行)。	措置済みであるが、今後とも適切な支出を行うよう、指導の徹底を図る。
109	II	5 - 1	監査結果	消防団運営費交付金について、決算書に添付された領収書類について、指導事項に照らして不適切な支出があった。	所管課の指導及びチェック体制の徹底を図り、また、平成21年2月14日に関係団員を集め消防団運営費交付金実務研修を実施し、再度指導の徹底を図った。	今後とも機会を捉え指導、徹底を図る。
109	II	5 - 1	意見	消防団運営費交付金は、各分団において指導事項に準拠して交付金を適切に執行した上で、所管課において内容を確認する必要がある。	決算時、提出関係書類の内容が適切であるか詳細に確認し受理することとした。	今後も指導及び内容確認の徹底を期していく。